

高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス

教育研究センター規則

〔 令和5年3月17日
規則第99号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第22条第2項の規定に基づき、高知大学農林海洋科学部附属暖地フィールドサイエンス教育研究センター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、フィールドサイエンスに関する実践的教育研究を推進するとともに、共同研究、人的交流等の促進を通して、地域社会及び国際社会に貢献することを目的とする。

(部門)

第3条 センターに、前条の目的を達成するために、次に掲げる部門を置く。

- (1) 循環型暖地農業生産部門
- (2) 森林生産環境部門

(業務)

第4条 循環型暖地農業生産部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生に対する教育及び研究指導に関すること。
- (2) 研究者に対する農学研究の場の提供及び研究補佐並びに研究者との共同研究に関すること。
- (3) 環境保全及び循環型農業生産システムの確立とそれにかかわる地域社会との共同研究に関すること。
- (4) 南国フィールド（農場）の計画的管理・運営に関すること。
- (5) 熱帯・亜熱帯諸国の留学生・研修生等の教育及び研究指導に関すること。
- (6) 地域住民への公開による農業及び環境教育の支援に関すること。

第5条 森林生産環境部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生に対する教育及び研究指導に関すること。
- (2) 研究者に対する森林科学の研究の場の提供及び研究補佐並びに研究者との共同研究に関すること。

- (3) 森林環境及び循環型生産技術の確立とそれにかかわる地域社会との共同研究に関すること。
- (4) 嶺北フィールド（演習林）の計画的管理・運営に関すること。
- (5) 熱帯・亜熱帯諸国の留学生・研修生等の教育及び研究指導に関すること。
- (6) 地域住民への公開による森林、林業及び環境教育の支援に関すること。

（組織）

第6条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 部門長
- (3) 主担当教員
- (4) 副担当教員
- (5) 技術職員

（管理運営）

第7条 センターの管理運営の最高責任者は、農林海洋科学部長とし、運営は、センター長の下に、管理は、総務部物部総務課長の下に行うものとする。

（部門長）

第8条 各部門に、部門長を置く。

- 2 部門長は、部門の運営を掌理し、センター長の職務を補佐する。
- 3 部門長は、主担当教員又は副担当教員のうちからセンター長の推薦により農林海洋科学部長が指名する。
- 4 部門長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（主担当教員）

第9条 主担当教員は、センターの業務を処理する。

- 2 農林海洋科学部長は、主担当教員の特命職務とともに、免除される職務を明らかにする。
- 3 主担当教員は、農林海洋科学部専任担当教員のうちから循環型暖地農業生産部門3人程度、森林生産環境部門2人程度をもって充て、農林海洋科学部長の指名による任期制（1年）とし、再任を妨げない。

（副担当教員）

第10条 副担当教員は、センターの業務を処理する。

2 副担当教員は、農林海洋科学部専任担当教員のうちから各部門3人程度をもって充て、センター長の推薦で農林海洋科学部長の指名による任期制(1年)とし、再任を妨げない。

(管理運営委員会)

第11条 センターの管理運営の基本方針その他重要事項を審議するため、管理運営委員会を置く。

2 管理運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各部門長
- (3) 第9条に規定する主担当教員
- (4) 総務部物部総務課長
- (5) フィールド技術室長
- (6) 南国フィールド係長
- (7) 嶺北フィールド係長
- (8) センター長が必要と認めた教職員

3 管理運営委員会に、委員長を置き、センター長をもって充てる。

4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

6 管理運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 管理・運営の基本方針に関する事項
- (2) 業務計画に関する事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 実習教育に関する事項
- (5) その他運営・管理に関して必要な事項

7 管理運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

8 管理運営委員会の議事は、議長を含めた出席者の過半数の賛成を得なければならない。

ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決するものとする。

(センターの使用)

第12条 センターの使用については、あらかじめセンター長の承認を得なければならない。

(生産物の処理)

第13条 教育研究支援の結果生じた生産物の処理については、別に定めるところによる。

(事務)

第 14 条 センターの事務は、総務部物部総務課において処理する。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関する必要な事項は、管理運営委員会の議を経て農林海洋科学部長が定める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。